

川越市建設工事における技術者の専任に関する取扱い

この取扱いは、建設業法施行令（以下「令」という。）第27条第1項に規定する請負代金の額以上の建設工事において、同条第2項に規定する2件以上の工事現場を同一の専任の主任技術者が管理（以下「兼務」という。）する場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

1 令第27条第2項の取扱い

「密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合」は、次の場合として取り扱うものとする。

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請業者で施工する場合等を含む。）で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合

2 兼務できる工事の数について

1の取扱いにおいて、専任が必要な工事を含む同一の主任技術者が管理することのできる工事の数は、2件とする。ただし、同一の場所で施工する建設工事にあつてはこの限りでない。

3 提出書類

- (1) 兼務を必要とする者は、落札候補者となった時点で、「専任を必要とする主任技術者の兼務届出書」（様式）を市長に提出するものとする。
- (2) 兼務を必要とする者は、既に主任技術者として配置されている建設工事の発注者に(1)で定める書類の写しを提出するものとする。

4 留意事項

この取扱いは、監理技術者には適用されないので留意すること。

5 適用日

平成28年6月6日（適用日以前に契約した工事も対象とする。）